

高知県立幡多けんみん病院経営支援業務仕様書

本仕様書は、高知県立幡多けんみん病院が事業者を求める経営支援業務の委託に関する基本的な考え方を示したものです。本業務については、事業者の積極的な提案を求めてプロポーザル方式で実施し、選定を行うものですので、本仕様書に明記していない事項であっても、目的を達成するために効果的であると認められる事項については、追加実施することが可能です。

1 委託業務名

高知県立幡多けんみん病院経営支援業務

2 目的

(1) 地域医療構想の実現に向けた病床削減・病棟再編にかかる検討支援

高知県立幡多けんみん病院では、減少する医療圏域内人口や地域の医療環境を踏まえ、地域医療構想の実現および経営改善を目的として、病床削減並びに病棟再編を検討中である。

病院が検討している削減策等が、地域の人口動態、疾病傾向や医療機関の状況、その将来予測に照らし合わせ妥当なものであるかを、専門的な知識や実績を有する事業者において判断・助言いただき、将来の安定的な病院経営につなげることを目的とする。

(2) 新たな病棟運営の可能性検討業務

専門的な知識を有する事業者において、(1)の内容を踏まえつつ、採算性や課題を含めた将来の効率的な病棟運営のあり方について、検討していただくことを目的とする。

3 業務の履行期間

契約締結の日から令和2年3月31日まで。

最終成果品の提出期限は次のとおり。

(最終成果品)

地域医療構想の実現に向けた病床削減・病棟再編にかかる検討支援業務 令和2年3月31日

新たな病棟運営の可能性検討業務 令和2年3月31日

4 業務内容

(1) 地域医療構想の実現に向けた病床削減・病棟再編にかかる検討支援業務

当院が実施を検討している病床削減・病棟再編案の検証

(今後の当院を取り巻く、地域の人口動態をはじめとした医療環境を見据え、その妥当性の検討及び助言)

(2) 新たな病棟運営の可能性検討業務

当院における採算性や課題を含めた将来の効率的な病棟運営のあり方についての検討

5 受託業者に求める基本条件

(1) 本業務を履行しうる十分な能力及び経験を有する人材を適正に配置すること。

- (2) 必要に応じて、会議等で使用する説明資料案の作成や会議等に参加して説明すること。
- (3) ヒアリング、会議、打ち合わせ等は、適宜実施するものとし、議事録については受託者がとりまとめを行い、次回の会議や打ち合わせまでに確認ができるようにすること。
- (4) コンプライアンス（法令遵守、企業倫理）に関する取組みを徹底し、個人情報保護、情報セキュリティの保持についても徹底して留意すること。
- (5) 本仕様書に記載された業務内容にとどまらず、委託者にとって有益な情報の提供や効率的運営に寄与する提案を積極的に行うこと。

6 成果品

成果品は次のとおりとする。

なお、電子媒体については、CD-ROM 又は DVD-ROM による提出とし、保存形式はジャストシステム社「JUST Note 4」又は「JUST Calc 4」で読み取り可能な形式とすること。また、契約期間の満了後であっても、成果品に対する質問や補足資料の提供依頼などに対しては誠実に対応を行うこと。

- (1) 地域医療構想の実現に向けた病床削減・病棟再編にかかる検討支援業務
 - 成果報告書
 - 打合せ議事録
- (2) 新たな病棟運営の可能性検討業務
 - 成果報告書
 - 打合せ議事録

各紙媒体 20 部及び電子媒体一式

各紙媒体 20 部及び電子媒体一式

<提出期限>

令和 2 年 3 月 31 日

7 特記事項

- (1) 受託者は業務の履行に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。
- (2) 業務に伴う必要な経費は、本仕様書に明記のないものであっても原則として受託者の負担とする。
- (3) 提案者の提案書作成に当たり、必要に応じて可能な範囲で、委託者から情報を提供する。
- (4) 受託者を始め提案者は、委託者から提供された情報及び業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。このことは、契約の解除及び契約期間満了後においても同様とする。
- (5) 受託者を始め提案者は、委託者から提供された資料等を作業完了後速やかに返還（廃棄を含む）しなければならない。
- (6) 成果物その他関係書類等に関する一切の権利は委託者に帰属する。受託者は、これらの書類等を委託者の許可なしに、外部へ持ち出し、複写し、または複製してはならない。